

都市緑化植物園（緑の相談所）の施策的位置づけ（一部抜粋）

1 趣旨

都市の緑化を推進するうえにおいては都市住民の深い理解と協力が必要である。このため、都市住民に対し植栽樹種の選択、植栽方法、病中害防除等に関する指導、樹木及び草花の販売及び購入のあっせん、都市緑化に関する広報活動、各種催し物の開催等を行うことを目的とする緑の相談所―都市緑化植物園―の設置が必要となる。この要領は、緑の相談所の設置及び運営について、必要な事項を定めることにより、都市住民の都市緑化意識の高揚、植物知識の普及等を図り、もって都市緑化の推進に質することを目的とする。

（中略）

4 施設

緑の相談所には、原則として次の掲げる公園施設を設置するものとする。

- (1) 教材園、水生植物園、苗畑、花壇、植栽等
- (2) 植栽指導所、植物展示、販売所、資料閲覧等
- (3) 給排水施設（スプリンクラー施設を含む。）駐車場、照明施設等
- (4) 園路、広場、ベンチ、便所、手洗場等

5 設計

教材園、食物指導所、植物展示、販売所等は、利用者が都市緑化に関する知識を容易に修得しうるよう機能的かつ一体的に配置するものとする。

6 運営

- (1) 植栽樹種の選択及び植栽方法の指導
- (2) 施肥方法、病虫害の防除方法等植物の維持管理の指導
- (3) 樹木及び草花の販売及び配布並びに購入のあっせん
- (4) 都市緑化に関するパンフレットの配布等の広報活動
- (5) 小中学生に対する植物に関する知識の普及
- (6) 植物の栽培に関する定期講習会の等の開催
- (7) 展示販売会等の開催

以上の諸活動を円滑に実施するため、指導員の常駐等必要な運営体制の確立を図るものとする。